

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年4月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

(仮称) 2018年度世田谷区経済産業白書の作成支援業務委託

(2) 目的

2018年度から新たに策定した世田谷区産業ビジョン及び産業振興計画を推進していくため、区を取り巻く社会環境や経済情勢を把握・分析することで、その後の区の戦略的かつ長期的な視野に立った政策の立案や区内中小企業などの実態に即した経営支援、産業横断的な連携事業の実施などにつなげることを目的とし、(仮称)2018年度世田谷区経済産業白書の作成支援業務の委託を行うものとする。

(3) 事業内容

主な業務内容

2018年度世田谷区経済産業白書の作成業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- () 作成に向けたスケジュールの管理
- () 経済産業白書(分析)構成案の作成
- () 経済産業白書の作成とそれに伴う各種調査・分析作業
 - 世田谷区産業基礎調査データの分析
 - 世田谷区産業ビジョンで使用したデータの整理・分析
 - 世界経済情勢の分析と全国・首都圏・区内産業への波及効果分析
 - 国や都等の統計データや景況調査の整理・分析
 - 区内産業・経済を取り巻く経済トレンドの予測及び調査・分析
 - その他作成に必要な支援等

< 視点 >

区内事業所の実態、課題把握
今後の産業振興策のあり方・方針について調査・分析
世田谷区産業ビジョンとの整合性
世田谷区産業ビジョンの更新資料としての位置付け
次期世田谷区産業振興計画策定に向けた一連の根拠資料の一つとしての位置付け
国・都、他自治体等の各種統計・調査と比較するなど各種データを活用し、世田谷区の特徴を明らかにする。
世界経済の情勢を踏まえた調査・分析
区内事業者の実態・意向を踏まえた調査
ユニバーサルデザインの視点も考慮し、構成、文章、レイアウト等の案の検討及び提示を行う。

- () 区内事業者へのヒアリング調査
5事業所程度を想定。調査対象事業所の選定支援。区職員同行。
- () データ分析等講習会開催
区職員に対してのデータ分析解説及びトレンド分析等の講習会。
- () 区内事業及び施策等による経済波及効果分析
個別事案を元に、データ収集及び分析。

- () 打合せ
 - ・担当所管課との打合せ、作業確認を適宜行う。
 - ・打合せ記録を作成する。
- () 経済産業白書完成時における経済産業部に向けての報告会
- () その他、区担当課と協議して決定すること。

成果物

以下の成果物を納品すること。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- () 業務スケジュール
 - 契約締結後、区担当課と調整の上、速やかに作成し、提出すること。
- () 会議録（データ形式は Microsoft Word ）
 - 各会議終了後、5 営業日以内に作成し、区担当課の承認を得ること。
- () 打合せ記録（データ形式は Microsoft Word ）(適宜作成し、提出すること)
- () その他関連資料
 - 納期及び形式については、事前に区担当課と調整すること。
- () (仮称) 2 0 1 8 年度世田谷区経済産業白書（案）及び概要版（案）
 - 電子媒体データ（CD-R）1 枚
 - 納期及び印刷仕様については、事前に区担当課と調整すること。
- () (仮称) 2 0 1 8 年度世田谷区産業経済白書
 - 5 0 0 部及び電子媒体データ（CD-R）1 枚
 - A4 判、両面刷り、白黒印刷、様式は自由
 - (仮称) 2 0 1 8 年度世田谷区経済産業白書概要版
 - 1 , 0 0 0 部及び電子媒体データ（CD-R）1 枚
 - カラー印刷、特殊印刷加工
 - ともに、印刷物については納期前に見本を作成し、区担当課へ提出すること。
 - ともに、納期及び印刷仕様については、事前に区担当課と調整すること。

(4) 履行期間

契約の日（平成 3 0 年 6 月中旬頃）から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（予定）

ただし、契約後、欠格事由に該当することとなった場合は、契約を破棄するものとする。

上記期間のほか、平成 3 1 年度について本事業の継続に係る予算配当があったときは、このプロポーザルにより選定された事業者と引き続き本事業の業務委託について随意契約をする場合がある。ただし、平成 3 0 年度の履行が良好であることを条件とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと、及び代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者が多数の場合は、参加の表明に必要な書類を元に、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を平成30年5月1日(火)にファクシミリ送信で通知する。選定数は、概ね4者とする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
(2) 業務担当者の実績、経歴等
(3) 本事業に関する体制等

4 事業者を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項
- ・業務責任者等の実績、経歴等
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
- ・経済産業白書の策定方針の企画提案能力
 - ・世田谷区産業ビジョン等関連計画の認識・理解状況
 - ・関連資料、統計データ等を活用した区内産業状況の的確な整理及び分析を行う能力
 - ・外部検討会議、庁内検討会議の運営支援能力
- (5) 見積金額の妥当性
- (6) プレゼンテーション内容
- ・説得力
 - ・コミュニケーション能力
 - ・レスポンス能力

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6644 FAX03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年4月12日(木)～4月26日(木)午後4時まで。

場所及び方法： 上記(1)担当所管課にて配付

世田谷区ホームページ

タイトル：(仮称)2018年度世田谷区経済産業白書の作成支

援業務委託に係るプロポーザルの実施について

くらしのガイド	暮らし・手続き	仕事・産業・就職	おしらせ
くらしのガイド	暮らし・手続き	仕事・産業・就職	産業

に掲載
に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限：平成30年4月26日(木)午後4時まで(必着)

- 書類：1. 「参加表明書」(別紙1)
2. 「事業者概要」(別紙2)
3. 「成果物(写)」(原則、1種類とする。)
4. 「登記事項証明書」・・・1部(発行年月日から3ヶ月以内のもの)
5. 「納税証明書(法人事業税・法人税・消費税)」・・・・・・・・・・・・
1部(発行日から3ヶ月以内。写しも可。)
6. 「都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書」・・・
1部(発行日から3ヶ月以内のもので写しでも可)
7. 「法人に関する書類(定款)」・・・1部
8. 「会計に関する書類(直近の収支計算書)」・・・1部

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参、郵送(書留郵便に限る)

郵送等の未着事故については、区はその責を負わない。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成30年5月29日(火)午後5時まで(必着)

書類：正本 1部(詳細は説明書による。)

副本 9部(詳細は説明書による。)

提案書内容(実施体制に関する事項、過去における類似する業務の実績、業務の実施方針、見積書)

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参による

7 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、全て提案・提出事業者の負担とする。
- (2) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。提出書類の作成等と同様に、追加書類の提出にかかる費用は提案事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- (4) 本実施要領及び別添資料等は、提案の検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (5) 郵送やファクシミリ等の送信の未着事故については、区はその責を負わない。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】

- (7) 契約保証金 【免除】
- (8) 契約書作成の要否 【要】
- (9) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 【無】
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 【「 6 手続き等 (1) 担当所管課」に同じ】
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (12) 著作権
本件の成果物の著作権は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物について、本件の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りではない。
- (13) 提案書提出後に、何らかの事情により当該提案を取り下げることになった場合は、至急「 6 手続き等 (1) 担当所管課」まで連絡し、書面により取下げを申し出ること。
- (14) その他詳細は説明書による。